



令和6年4月  
開始

# 身体障害者補助犬の 健康管理費を支給します

身体障害者補助犬を使用している方で、  
市町村民税所得割の額が4万円未満の方を対象に、健康管理費を支給します。

**支給額** 1人につき年間最大6万円

- 支給対象者**
- 1.申請する年度の前年の10月1日時点で川崎市に住民登録がある方
  - 2.補助犬を使用している方
  - 3.申請する年度の市町村民税のうち所得割の額が4万円未満の方

- 支給の対象となる費用**
- 1.獣医師による健康診断
  - 2.予防接種やワクチンの投与

**手続き方法** 前年の10月から申請する年度の9月までに実際に支払った対象費用について、10月末までに申請書、請求書、収入がわかる証明書に領収書類（領収書・明細書の原本）を添えて提出してください。

- 注意事項**
- ※申請には領収書・明細書の原本が必要となりますので、申請まで必ず保管してください。
  - ※令和6年度の申請に限っては、令和6年4月から9月までに実際に支払った対象費用の申請となります。



詳しい手続き方法については、川崎市のホームページをご確認ください。

川崎市 補助犬 健康管理費

検索

スマートフォン  
の方はこちら▶



お問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害者社会参加・就労支援課

電話：044-200-2676 FAX：044-200-3932

メール：40syusien@city.kawasaki.jp

